最終更新日：2015年7月10日

トーソー株式会社
代表取締役　大槻　保人
問合せ先：取締役管理本部長　前川　圭二
証券コード：5956
http://www.toso.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業績目標の達成と企業価値の増大等により、株主、顧客をはじめとする広く関係者の期待の応えるために、経営の意思決定と執行における透明性・公平性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視・監督機能の強化等を図るため、株主重視の公正な経営システムの構築とその適切な運営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大槻　保人	1,422,316	11.95
トーソー取引先持株会	552,500	4.64
トーソー社員持株会	517,416	4.34
株式会社みずほ銀行	458,250	3.85
十和運送株式会社	354,800	2.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	338,260	2.84
株式会社東京都民銀行	216,710	1.82
株式会社常陽銀行	215,000	1.80
第一生命保険株式会社	208,200	1.74
大槻　秀人	205,420	1.72

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加瀬　兼司	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加瀬　兼司	○	加瀬兼司氏は、独立役員であります。	加瀬兼司氏を社外取締役に選任した理由は、公認会計士の資格を有し、会計事務所、監査法人における豊富な経験と幅広い見識を当社経営に反映していただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したためであります。また、加瀬兼司氏は、上記の独立性に関する事項のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反が生じりおそれのない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査法人から期初に監査計画の説明を受けるとともに、期中監査の状況や期末監査の結果等について随時説明、報告を求めるほか、必要に応じて意見交換を行っております。
さらには業務監査と内部統制監査を行う監査室、総務人事部や経理部などの内部統制部門とのコミュニケーションを図り、必要に応じて説明を求め、積極的な意見交換や情報交換を行っております。
また、内部監査部門として社長直轄の監査室を設置しており、年間の監査計画を策定し1名体制で監査を実施しております。 監査役は内部監査の実施状況についてその都度、重大な事案の場合については、速やかに監査室からの報告を受けるなど連携を図っているほか、監査業務について意見交換を随時行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
久保　英幸	弁護士													
江角　英樹	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保　英幸	○	久保英幸氏は、独立役員であります。	久保英幸氏を社外監査役に選任した理由は、弁護士の資格を有し、企業法務に関して専門的な知識と抱負な経験を当社経営に反映していただくことで、当社の監査機能を強化できると判断したためであります。また、久保英幸氏は、上記の独立性に関する事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じりおそれのない独立したし社外監査役であると判断し、独立役員として指定しております。
江角　英樹	○	江角英樹氏は、独立役員であります。	江角英樹氏を社外監査役に選任した理由は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、当社の監査体制がさらに強化できると判断したためであります。また、江角英樹氏は、上記の独立性に関する事項のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反が生じり

			おそれのない独立した社外監査役であると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

検討中であり、現在は実施していません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額
・取締役　9名　88,067千円(うち社外 -名 -千円)
・監査役　3名　21,880千円(うち社外 2名 8,680千円)
(注)使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第67回定時株主総会で決議された年額250,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。)、となっております。
2. 監査役報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第75回定時株主総会で決議された年額30,000千円以内となっております。
3. 当社は平成21年3月期より、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与を導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対し、取締役会での審議項目以外に必要な都度、商品の販売動向や子会社の業績動向の推移等の報告・説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現状体制の概要
当社は経営管理組織については、経営全般に関する方針等の立案設定、ならびに取締役会決議事項の事前検討等を行うことを目的として役員および各本部長が出席する「経営戦略会議」を原則月1回開催しております。また、重要な業務執行に関する意思決定機関および代表取締役ならびに業務担当取締役の業務執行に関する監督機関として「取締役会」を原則月1回開催し、さらに、必要に応じて随時開催しております。また、当社は監査役制度を採用しており、「取締役会」には、原則として社外取締役1名を含む取締役8名の他、監査役4名が出席しております。

(2)監査役の機能強化に向けた取り組み
監査役は、取締役の業務執行の状況を客観的立場に立って監督するため、4名中2名を社外から登用しております。なお、当該社外監査役と当社との間には取引等の利害関係はありません。また、社長の直轄組織として監査室を設置しており、内部統制評価を行っております。この活動に

基づいて監査役との情報交換を行い、監査役の機能強化を図っております。

（3）公認会計士の状況
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員、業務執行社員、油谷成恒（継続監査年数3年）、五十嵐徹（継続監査年数1年）であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士補3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記2. のような体制で社外監査役による監査を実施しており、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているため、また、取締役の業務執行の状況を客観的立場に立って監査する体制が整っているため、コーポレート・ガバナンスの有効性を確保しているものと判断しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は法定期限より早い時期の発送に努めております。 今年の第75回定時株主総会は6月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に参加いただけるよう、日時を設定しています。 今年の第75回定時株主総会は6月25日に開催いたしました。
その他	株主総会のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象に毎年1回以上の会社説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度決算説明会を開催しています。アナリスト、経済マスコミの出席により運営されております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、報告書、有価証券報告書、決算情報以外の適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室IR担当が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念に「地球環境保全」を掲げ、社会に貢献し続ける企業として環境保全活動に取り組んでおります。 建物のエネルギー使用量低減に貢献する商品開発を積極的に行うとともに、ISO14001の認証の取得した生産工程における環境負荷低減やカーボンフットプリントのシステム認証取得のほか、植林等の社会貢献活動にも取り組んでおりま す。 すべての企業活動において環境保護の観点を取り入れ、低炭素・循環型社会の実現に寄与し、持続可能な社会の構築を目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する統括組織である内部統制委員会の責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
(2) 内部統制委員会は、定期的に法令等遵守状況のチェックと結果の分析を行うとともに、各部門の法令等遵守体制の徹底を行う。
(3) 取締役会は、具体的な行動規範としての「企業倫理綱領」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。代表取締役社長が繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令順守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
(4) 監査役及び監査室は、それぞれの立場で法令等遵守体制の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長または取締役会に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。また、監査室は公益通報者保護の窓口として、グループ会社を含めた全従業員よりコンプライアンス上問題のある事項について直接報告を受け、その報告内容に応じ速やかに調査を実施し、必要に応じた対処を行う。
(5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

2．取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
(1) 代表取締役社長は、取締役の中から取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理についての統括責任者を選任する。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「文書保存手続細則」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存した株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
(3) 情報資産を保護し、正確且つ安全に取扱うために定めた「情報システム基本規程」、「情報システムセキュリティ規程」を遵守し、情報セキュリティマネジメントを推進する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 代表取締役社長は、取締役の中から全社のリスク管理に関する統括責任者を選任し、各本部担当取締役とともに、各種のリスクを体系的に管理するために「危機管理規程」ほか関連諸規程に基づく運営を行う。
(2) 全社的なリスクを統括的に管理する部門は総務人事部とし、各本部は関連諸規程に基づき細則やマニュアルを制定し、それぞれのリスク管理体制を確立する。
(3) 監査室は、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制について、定期的に、「内部監査規程」に基づく内部監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
(4) 情報リスクに対応するため、「情報システムセキュリティ規程」及び関連規程に基づき、個人情報を含む情報セキュリティ全般を情報システム室が監視・管理し、課題の改善を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役社長は、中期経営計画及び年次計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が有効かつ効率的に行われるよう監督し、必要に応じて各本部担当取締役に、取締役会及び経営戦略会議において報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
(2) 各本部担当取締役は、経営計画に基づいて各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。経営計画上の重要なテーマについては、定例取締役会のほか、各本部長を含む経営幹部が出席して開催される経営戦略会議において報告、審議を行い、効率的な業務運営を行っていく。
(3) 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続きの詳細について定め、有効かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築するとともに、「職務権限基準」に基づき、迅速な意思決定の実現を図る。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 代表取締役社長は、取締役の中からコンプライアンスに関わる統括責任者を選任し、総務人事部が「企業倫理綱領」をはじめとしたコンプライアンスと内部統制に関連した規程の適切な運営のための体制構築、維持、整備にあたるものとする。
(2) 当社および子会社の使用人は、「企業倫理綱領」を法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(3) 当社は使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知しそれを告発しても、当該使用人が不当に扱われない旨を規定する「内部通報取扱規程」において、本部組織から独立した監査室を通報先としてその適切な運営を図る。
(4) 監査室は本部組織から独立した内部監査部門として定期的に使用人の職務の執行がコンプライアンスに反していないことを監査し、必要に応じてその結果を代表取締役社長、被監査部門長に報告する。
(5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

6．当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制
(1) 経営企画室担当取締役は「子会社の役割及び管理に関する規程」に基づき、企業集団の統括・管理を行うものとする。当社については取締役会及び経営戦略会議を通じて、子会社については経営企画室担当取締役が定期的に開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて業務の適正性を確保し、統制のとれた円滑なグループ活動を促進し、かつ問題点の把握と改善に努めるものとする。
(2) 当社および子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制を整備、運用することにより、財務報告の信頼性を確保するための内部管理体制を整備する。
(3) 子会社の業務については、当社において設定された管理主管者が子会社各社の非常勤取締役等を務め、グループ経営方針に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図る。各子会社の管理主管者は、必要に応じて子会社の管理の進捗状況を当社の取締役会に報告する。
(4) 監査室は、グループ会社における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性及び適切性について、内部統制システムが企業集団においても適切に整備されているかに留意して定期又は臨時に監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、子会社社長、管理主管者及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定する事ができる。
(2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の指揮命令権は監査役に帰属するものとし、加えてその人事評価、人事異動等に関しては監査役の同意を得るものとする。

8. 当社並びにその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社並びにその子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について、監査役に報告するものとする。
(2) 当社並びにその子会社の取締役及び使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項(企業倫理等)を知った場合は、監査役に遅滞なく報告するものとする。
(3) 監査役は必要に応じて、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、または取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
(4) 監査役は、監査室より内部監査の計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施を求めることができる。

9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社並びにその子会社においては、監査役に報告をしたことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査役が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。

11. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役社長は、監査役が取締役会及び経営戦略会議、その他監査役が必要と認めた重要会議等に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握することを保証する。また、監査役が必要あると認めたときは、経営方針、会社が対処すべき課題その他の監査上の重要課題等について代表取締役社長は監査役との意見交換を行う。
(2) 監査役は「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
(3) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用する事ができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応について企業倫理綱領に定めており、全役職員が高い倫理観をもって行
動し、同勢力との関係遮断を図ります。
反社会的勢力に対しては、総務人事部が統括部署として対応しており、警察が主催する連絡会等に積極的に出席するなど、平素より情報収集に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

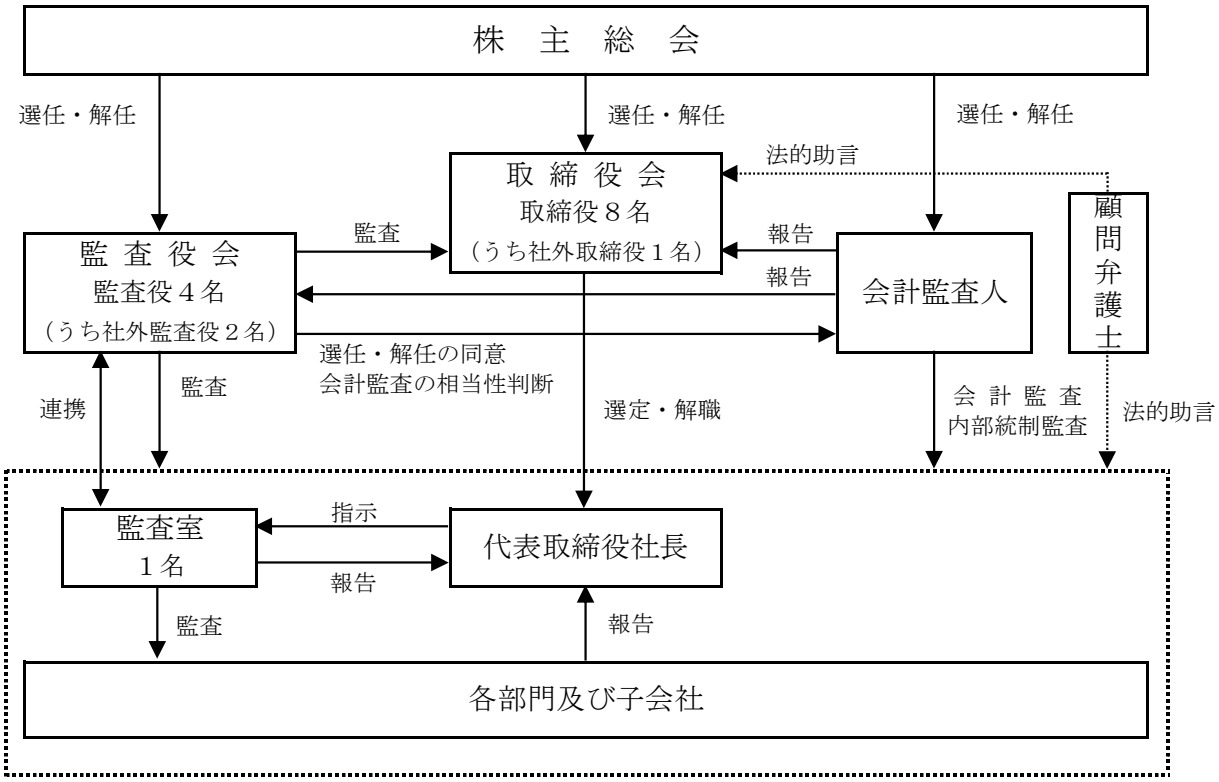
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【会社情報の適時開示に係る社内体制】

